

第2章 男女共同参画を巡る現状と課題

1 世界・国・県の現状

(1) 世界の動き

国際連合では昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開催しました。同会議以降、女性の地位向上に関する取組みが世界中で活発に展開されることとなり、昭和54年(1979年)には「女子差別撤廃条約」が採択され、平成7年(1995年)には「世界女性会議」がアジアで初めて開催されました(北京会議)。

平成27年(2015年)には、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の目標の1つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

国際的に女性活躍に関する取組みが展開されている一方で、我が国は、「ジェンダーギャップ指数[※]2023」で146か国中125位と極めて低い水準にあり、今後のジェンダー平等に関する取組みのより一層の強化が求められています。

(2) 国の動き

国においては、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機として、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定され、以降女性の地位向上のためのさまざまな取組みが進められてきました。昭和60年(1985年)に「男女雇用機会均等法」が成立し、同年「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が、「我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられました。

平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が制定され、DV防止や被害者保護の取組みが進められています。平成27年(2015年)には、女性が個性と能力を発揮し、職業生活において活躍するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

また、令和6年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、さまざまな事情により困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現に向けた取組みが進められています。

※ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラムが発表している、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成された各国における男女格差を測る指数。

(3) 福岡県の動き

福岡県では平成13年(2001年)に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成14年(2002年)に「福岡県男女共同参画計画」を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成28年(2016年)には、女性がいきいきと働き、活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって「福岡県女性の活躍応援協議会」を設置しました。

令和3年(2021年)には「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し、令和7年(2025年)度までの期間において、福岡県が目指す男女共同参画の新たな方向性を示しました。この第5次計画では男女双方の意識改革や、人権を侵害する暴力の根絶、性別役割分担意識の解消など、男女がともに活躍できる社会の実現に向けた施策が掲げられています。

また、令和4年(2022年)には「福岡県パートナーシップ宣誓制度」が開始されるなど、誰もが輝ける社会の実現に向けて取組みを展開しています。

SDGsとは

SDGsは、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標であり、17のゴール(目標)と、169のターゲットから構成されています。

SDGsの推進にあたっては、それぞれの国や自治体、関係機関、住民一人ひとりの協働のもと、行動に移していくことが必要となります。

男女共同参画社会の実現は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」だけでなく、目標10「人や国の不平等をなくそう」など、さまざまなゴールと深く関係するものとなっています。



2 小郡市の現状

(1) 小郡市の動き

小郡市では平成14年に小郡市男女共同参画社会推進審議会より答申を受けた『小郡市男女共同参画社会実現に向けての提言』を踏まえて、平成16年に10年間を計画期間とした「小郡市男女共同参画計画」を策定しました。また、平成19年には「小郡市男女共同参画推進条例」を制定し、市内における男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組みを推進するための基本理念を定めました。

平成26年には「第2次小郡市男女共同参画計画」を策定しました。この計画により、市民へ向けた男女共同参画に関する施策の指針を示すとともに、庁内における推進体制を定め、取組みを進めてきました。

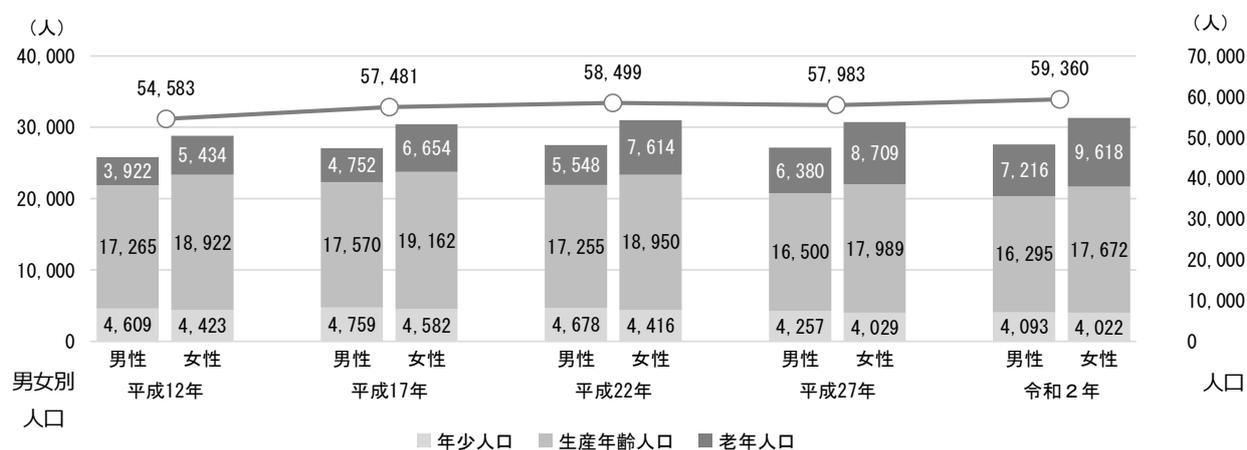
(2) 統計からみる小郡市

①人口の状況

国勢調査における小郡市の人口は、平成27年に減少したものの、増加傾向で推移しています。

年齢3区分別人口構成をみると、平成22年以降は年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）がともに減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加し続けています。

<人口と男女別年齢3区分別人口構成の推移>



資料：総務省「国勢調査」（平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）

※人口には男女別の「年齢不詳」「性別不詳」人口を含むため、男女別人口の数値の合計と合致しません。

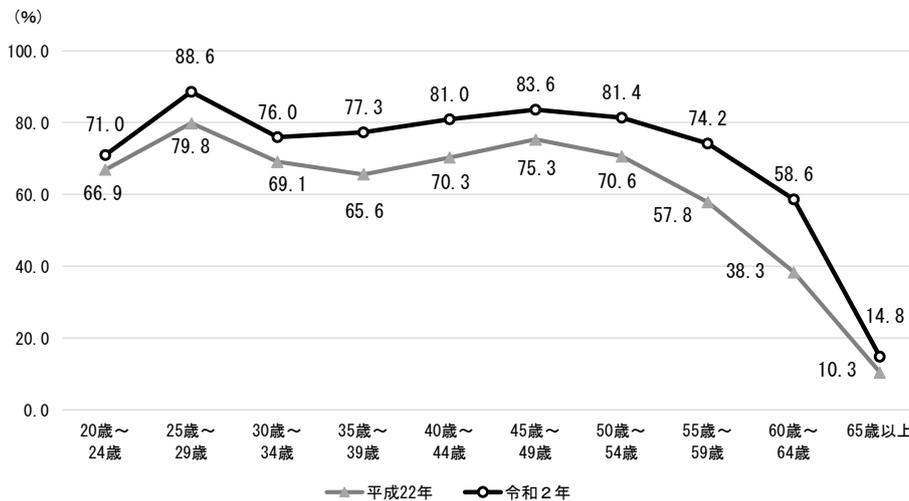
②労働・雇用の状況

令和2年の女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に対する、就業者数と完全失業者数を合計した人口の割合）をみると、20歳～59歳まで70%を超えて推移しています。

30歳～34歳の労働力率をみると、25歳～29歳と比べて12.6ポイント低下していますが、その後は再び上昇しています。このように、結婚・出産期にあたる年代で労働力率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという傾向は、「M字カーブ」と呼ばれ、全国的にみられる傾向ですが、小郡市でも同様の傾向が表れています。また、平成22年と比較すると、令和2年はどの年代においても労働力率は上昇しているものの、「M字カーブ」の傾向が顕著になっています。

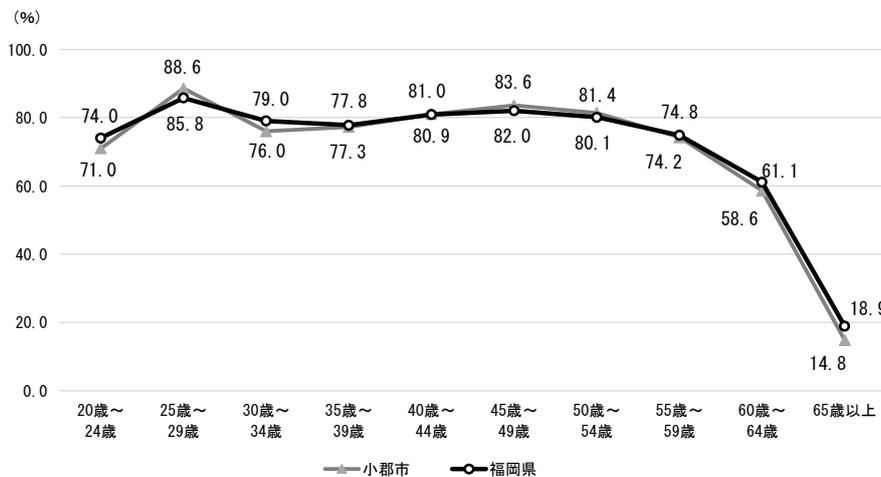
また、令和2年の労働力率を福岡県の平均と比較すると、25歳～29歳において福岡県の平均より2.8ポイント高くなっているものの、30歳～34歳においては、3.0ポイント低くなっています。

＜女性の年齢階級別労働力率の推移＞



資料：総務省「国勢調査」（平成22年、令和2年）

＜女性の年齢階級別労働力率（福岡県との比較）＞



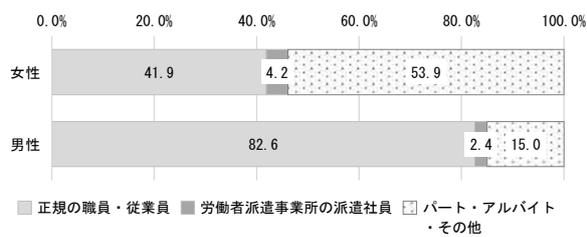
資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

小郡市の男女別の雇用形態を平成22年と令和2年で比較すると、女性の正規雇用者の割合は1.4ポイント増加し、男性は2.1ポイント減少しています。しかし、男性と比較すると女性の正規雇用者の割合は、依然として低い状況にあります。

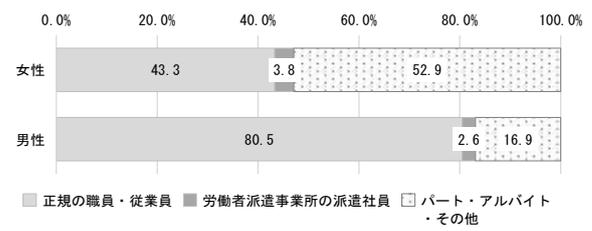
また、福岡県の平均と比較して、平成22年・令和2年ともに女性の正規雇用者の割合が低くなっています。

＜小郡市の男女別の雇用形態別割合＞

(平成22年)



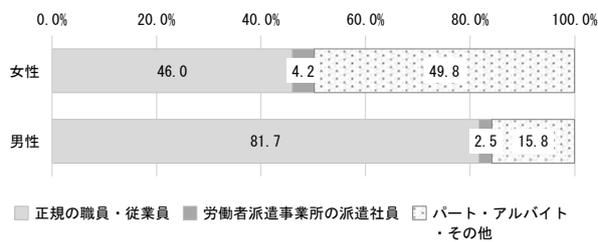
(令和2年)



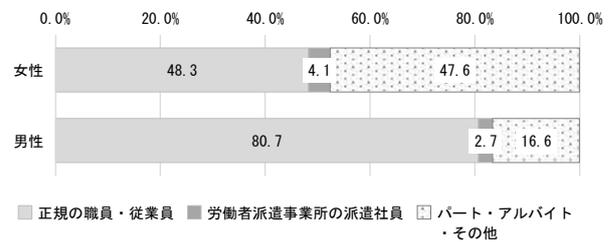
資料：総務省「国勢調査」（平成22年、令和2年）

＜福岡県の男女別の雇用形態別割合＞

(平成22年)



(令和2年)



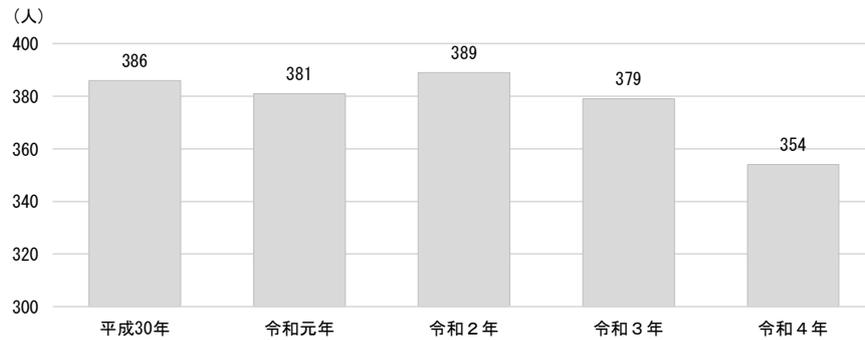
資料：総務省「国勢調査」（平成22年、令和2年）

③子ども・子育ての状況

出生数の推移を平成30年からみると、令和元年に減少したのち令和2年に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

また、保育所（園）・幼稚園それぞれの園児数の推移をみると、保育所（園）では園児数は増加傾向である一方で、幼稚園の園児数は令和元年度以降減少傾向にあります。

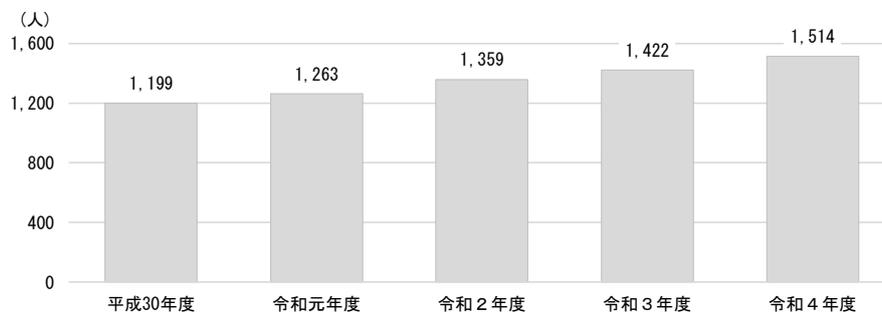
＜小郡市内の出生数の推移＞



資料：小郡市 市民課（令和5年4月現在）

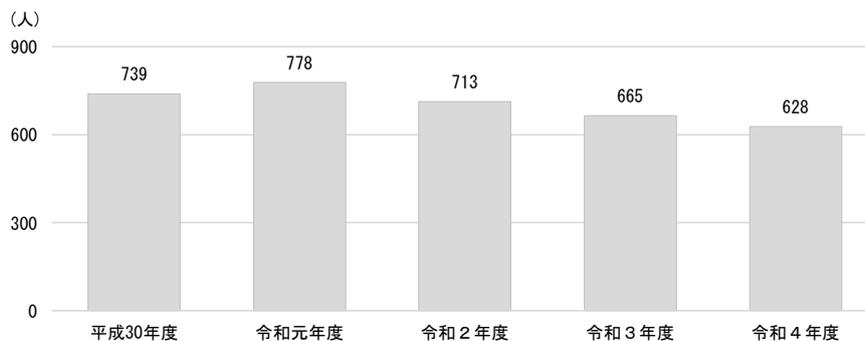
＜保育所（園）・幼稚園園児数の推移＞

（保育所・保育園）



資料：小郡市 保育所・幼稚園課（令和5年4月現在）

（幼稚園）

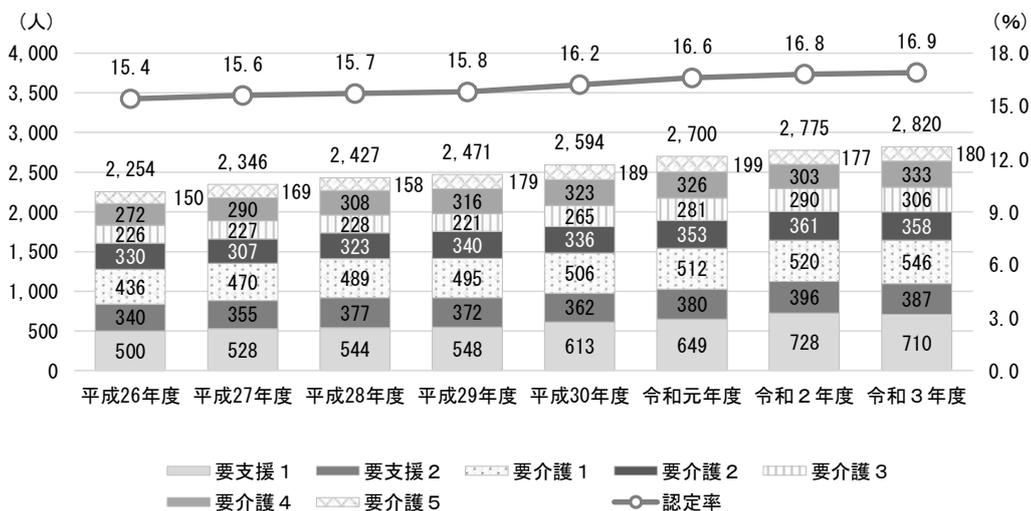


資料：小郡市 保育所・幼稚園課（令和5年4月現在）

④高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、緩やかに増加しており、介護事業へのニーズが高まっていることがわかります。

＜要支援・要介護認定者の推移＞

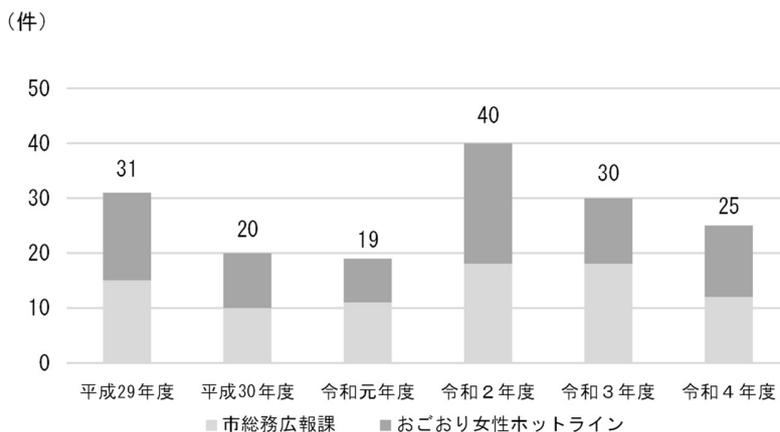


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和2年度）
 厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和3年度）

⑤DV相談件数の状況

DV相談件数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度で増加し、その後再び減少傾向となっています。

＜DV相談件数の推移＞

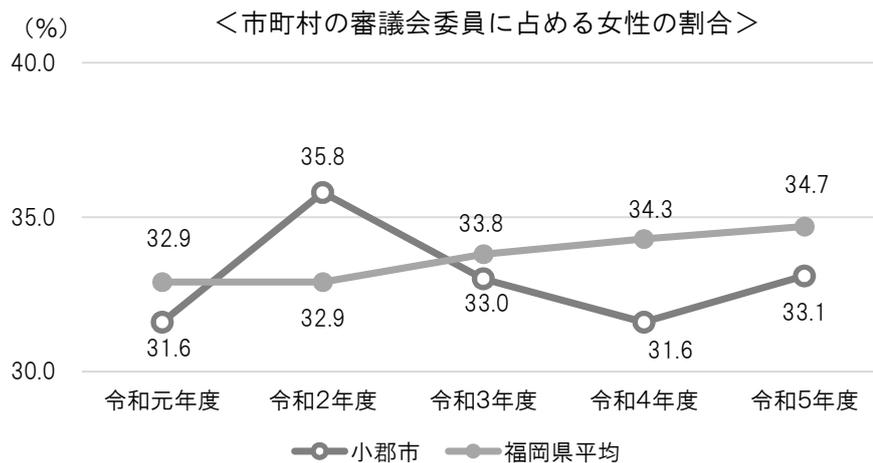


資料：小郡市 総務課（平成29年度～令和4年度）

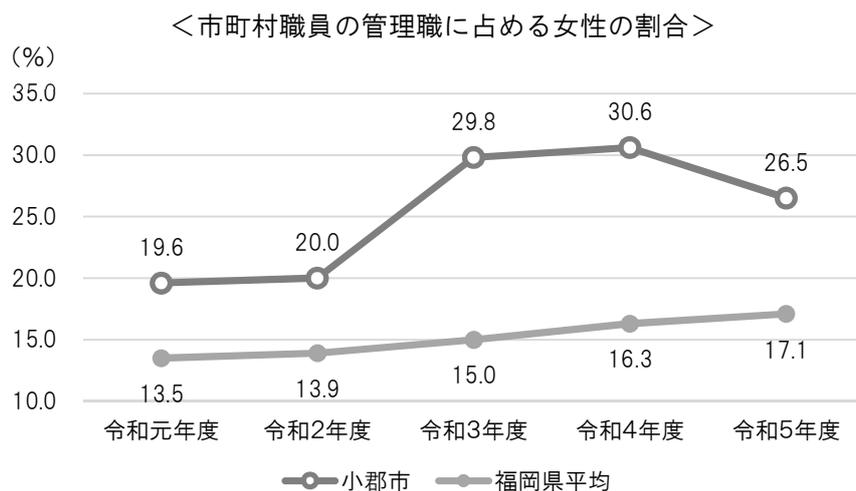
⑥政策・方針決定の場における女性の参画状況

小郡市の審議会の委員に占める女性の割合は、令和3年度と令和4年度に減少しましたが、令和5年度には33.1%に増加しました。

また、小郡市役所の管理職に占める女性の割合をみると、令和3年度に大きく増加しています。令和4年度は30.6%、令和5年度は26.5%となっており、福岡県平均の17.1%を大きく上回っています。



資料：小郡市の審議会委員に占める女性の割合：小郡市 総務課（令和元年度～令和5年度 各年度4月1日現在）
 福岡県内市町村の審議会委員に占める女性の割合：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度～令和5年度 各年度4月1日現在）



資料：小郡市の管理職に占める女性の割合：小郡市 人事課（令和元年度～令和5年度 各年度4月1日現在）
 福岡県内市町村の管理職に占める女性の割合：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度～令和5年度 各年度4月1日現在）

3 現状・課題の整理

本市では、令和4年度に男女共同参画に関する市民意識調査・区長アンケート・団体ヒアリングを実施しました。この調査結果をもとに、本市の男女共同参画を取り巻く現状と課題を整理します。

○男女共同参画に関する意識

本市では、出生数の減少や外国人市民の増加、高齢者数の増加などが進み、市民が暮らす地域の姿が変容してきています。以前は「男性は仕事をして家族を養い、女性は家庭で家事をする」といった価値観が一般的でしたが、小郡市男女共同参画計画が策定されて以降の20年間でこの意識は大きく変化しています。特に男女共同参画教育の成果として、若い世代の意識が変化してきています。

しかし、「社会通念上」「政治の場」「職場」などにおいては、依然として男性が優遇されていると感じている市民が多く、社会全体としてみても男女共同参画社会の実現には至っていない状況です。また、固定的性別役割分担意識が根強く残る世代もみられ、男性と女性の間でも意識の違いがみられます。

このような状況を踏まえ、市はさらなる効果的な啓発を行い、市民が男女共同参画を実践できるようにしていくことが求められます。

○誰もが安全に安心して暮らすことのできる環境

市民意識調査によると、DV被害は前回調査に比べて減少傾向にあるものの、依然としてDVの根絶には至っていません。また、DVにあたる行為の認識についても理解が少しずつ進んできてはいるものの、男女間で認識の違いがあり、暴力行為であってもDVと認識されていない例もあることがわかりました。DVが家庭内や交際相手との間で起こるケースが多いことから、被害が顕在化しにくく、被害者が相談することを躊躇する傾向にあります。このような傾向を踏まえながら、DV根絶のための啓発や相談窓口の周知を行う必要があります。

近年、世界的な寿命の延伸化により、健康寿命を重視する考え方が出てきたことをきっかけに“well-being（ウェル・ビーイング）”の概念が生まれました。この概念は、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指すものであり、誰もが健やかに、充実した日々を送るうえで欠かせないものです。本市には、子育て世帯や高齢者、障がいがある人、外国にルーツを持つ人、健康に不安がある人、性的マイノリティの人など、さまざまな市民が暮らしています。すべての市民が、心身が良好な状態で、それぞれが社会の中でいきいきと活躍できるよう、理解促進のための啓発やそれぞれの人の状況に合った支援を進めていかなければなりません。

○男女がいきいきと活躍できる社会

近年、本市においても共働き世帯が増加しており、市民意識調査では勤労世帯の約65%が共働き世帯であることがわかりました。前回調査では、女性は子どもができたらいったん退職し、子どもが大きくなってから働く方が良いと考える人は56.0%でしたが、今回の調査では21.4%と大きく減少しました。女性が職業を持つことについて、市民の意識は着実に変化してきています。

しかし、職場におけるハラスメント[※]は、依然として解消されることなく残っています。ハラスメントの例として、性的な言動により相手に不快感を与えるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や、職務上の地位を背景に業務の範囲を超えて与えられる苦痛、職場環境を悪化させるいじめや嫌がらせであるパワー・ハラスメント（パワハラ）、妊娠・出産・育児をきっかけに職場で不利益な取り扱いが行われるマタニティ・ハラスメント（マタハラ）などが挙げられます。これらのハラスメントは、仕事を続けるうえでの弊害となるものであり、事業主はこれらのハラスメントへの対策を講じる義務があります。また、市は市民に対してハラスメントに関する正しい知識と理解を広めるために啓発を続けていかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の概念が少しずつ広がってきていますが、職場に休める雰囲気がない、経済的に生活が成り立たなくなるなどの理由から、育児や介護に関する休業制度の利用意向があっても実際には利用できず、家庭よりも仕事に比重が偏ってしまう状況があります。また、家事や育児・介護などの負担が一人に偏ると、仕事上の責任を果たすことができないことに伴う健康上の問題が生じることも懸念されます。そのため、ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を進めていくことが重要です。

核家族化や定年年齢の引き上げ、新型コロナウイルス感染症などの影響により、地域活動に参加しない人が増えています。地域住民同士の関係の希薄化は、災害時の孤立や地域での見守り活動の衰退につながります。市民意識調査では、地域活動に参加していない理由として、「忙しく時間がないから」のほかに「地域活動に興味がないから」や「地域活動についての情報が得られないから」といったことも挙げられています。地域活動についてさらに広報を続けていくほか、魅力ある地域活動のあり方を検討することが求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画に関する家庭への啓発を加速させるとともに、ライフステージに応じて、多様な生き方の選択が実現できるよう、各種支援や職場における育児や介護に関する各種休業・休暇取得のための環境整備が必要です。

※ハラスメント：「嫌がらせ」や「いじめ」を意味する言葉。発言や行動によって他者を不快にさせたり、不利益を与えたりすること。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、さまざまなものがある。